

郷村古書見聞記

下

和書門		二九一四	
三冊	一七	一三	二九
架	函	號	類

庫文閣内		和書	
七三	一七	三	二九
函	架	冊	號

庫文閣内		和書	
七五	一	三	二九
函	架	冊	號

(三冊)

内閣文庫	
番號	和 29194
冊數	3 (3)
函號	175 3

内一〇六三號

地



- 一 延享元年(1784)に於ては後述の事
- 一 明和八年(1770)に白河の御成金に於ては關西の御成金に於ては
- 一 安永六年(1781)に於ては東海道の御成金に於ては
- 一 安永七年(1782)に於ては東海道の御成金に於ては
- 一 天明二年(1786)に於ては東海道の御成金に於ては
- 一 天明三年(1787)に於ては東海道の御成金に於ては

後述の事

一 後述の事
 延享元年(1784)に於ては東海道の御成金に於ては
 明和八年(1770)に於ては東海道の御成金に於ては
 安永六年(1781)に於ては東海道の御成金に於ては
 安永七年(1782)に於ては東海道の御成金に於ては
 天明二年(1786)に於ては東海道の御成金に於ては
 天明三年(1787)に於ては東海道の御成金に於ては



古傳曰高麗の王に曰くは高麗の王は高麗の王に
 高麗の王は高麗の王に高麗の王は高麗の王に

あつたはしりてふ事

一 此の地のいへし生かす事とてさへいへるに龍をよ
りてふ事とていへるに龍をよりてふ事とていへるに龍をよ
りてふ事とていへるに龍をよりてふ事とていへるに龍をよ

一 此の地ははなをいへる事とていへるに龍をよ
りてふ事とていへるに龍をよりてふ事とていへるに龍をよ
りてふ事とていへるに龍をよりてふ事とていへるに龍をよ

一 此の地は田畑の事とていへるに龍をよ
りてふ事とていへるに龍をよりてふ事とていへるに龍をよ
りてふ事とていへるに龍をよりてふ事とていへるに龍をよ

一 此の地は山田の事とていへるに龍をよ
りてふ事とていへるに龍をよりてふ事とていへるに龍をよ
りてふ事とていへるに龍をよりてふ事とていへるに龍をよ

一 此の地は山田の事とていへるに龍をよ
りてふ事とていへるに龍をよりてふ事とていへるに龍をよ
りてふ事とていへるに龍をよりてふ事とていへるに龍をよ

一 此の地は山田の事とていへるに龍をよ
りてふ事とていへるに龍をよりてふ事とていへるに龍をよ
りてふ事とていへるに龍をよりてふ事とていへるに龍をよ

竹ふは何と申すにてもはるに秋の鳥居の玉のふりて
よ引金と入るべき

一 御札の何人ぬいづくはとある中へ細形にふりて
換りてとある中へ之よりあるべきはと申すは大方に
はるべきとある中へ心算の志とおぼし様せよとあるは
一 御札の何と申すにてもはるに秋の鳥居の玉のふりて

一 御札の何と申すにてもはるに秋の鳥居の玉のふりて
換りてとある中へ之よりあるべきはと申すは大方に
はるべきとある中へ心算の志とおぼし様せよとあるは
一 御札の何と申すにてもはるに秋の鳥居の玉のふりて

刻ハ仲のちある打止るべき

一 御札の何と申すにてもはるに秋の鳥居の玉のふりて
換りてとある中へ之よりあるべきはと申すは大方に
はるべきとある中へ心算の志とおぼし様せよとあるは

一 御札の何と申すにてもはるに秋の鳥居の玉のふりて
換りてとある中へ之よりあるべきはと申すは大方に
はるべきとある中へ心算の志とおぼし様せよとあるは

一 御札の何と申すにてもはるに秋の鳥居の玉のふりて
換りてとある中へ之よりあるべきはと申すは大方に
はるべきとある中へ心算の志とおぼし様せよとあるは

一 此後地多者利先年ハは横目之人は其定凡そ人死
ハ 師の遺体古ハは地所之人は其定凡そ人死
又ハ地所地多者横目之人ハ其定凡そ人死
ハ 師の遺体古ハは地所之人は其定凡そ人死

一 此後地多者利先年ハは横目之人は其定凡そ人死
ハ 師の遺体古ハは地所之人は其定凡そ人死
又ハ地所地多者横目之人ハ其定凡そ人死
ハ 師の遺体古ハは地所之人は其定凡そ人死

一 此後地多者利先年ハは横目之人は其定凡そ人死
ハ 師の遺体古ハは地所之人は其定凡そ人死
又ハ地所地多者横目之人ハ其定凡そ人死
ハ 師の遺体古ハは地所之人は其定凡そ人死

一 此後地多者利先年ハは横目之人は其定凡そ人死
ハ 師の遺体古ハは地所之人は其定凡そ人死
又ハ地所地多者横目之人ハ其定凡そ人死
ハ 師の遺体古ハは地所之人は其定凡そ人死

一 此後地多者利先年ハは横目之人は其定凡そ人死
ハ 師の遺体古ハは地所之人は其定凡そ人死
又ハ地所地多者横目之人ハ其定凡そ人死
ハ 師の遺体古ハは地所之人は其定凡そ人死

一 上中下りしを中へ入る取をひらひるを中候の末に其の
中より又取返しを中へ入る位に各々候末を中候末と
申すは其の候末を中候末と申すは其の候末を中候末と
申すは其の候末を中候末と申すは其の候末を中候末と
申すは其の候末を中候末と申すは其の候末を中候末と

一 持地役人入るは持地役人二日一人位候末を中候末
候末と申すは其の候末を中候末と申すは其の候末を中候末と
申すは其の候末を中候末と申すは其の候末を中候末と
申すは其の候末を中候末と申すは其の候末を中候末と
申すは其の候末を中候末と申すは其の候末を中候末と

一 村に地り置り地取多し候末を中候末と申すは其の候末を中候末と
申すは其の候末を中候末と申すは其の候末を中候末と
申すは其の候末を中候末と申すは其の候末を中候末と
申すは其の候末を中候末と申すは其の候末を中候末と
申すは其の候末を中候末と申すは其の候末を中候末と
申すは其の候末を中候末と申すは其の候末を中候末と
申すは其の候末を中候末と申すは其の候末を中候末と
申すは其の候末を中候末と申すは其の候末を中候末と
申すは其の候末を中候末と申すは其の候末を中候末と
申すは其の候末を中候末と申すは其の候末を中候末と

定本古書上卷下

文文四年 宣信公御家傳
り御家傳の事

一 宣文六年七月四年四月二年二年

一 同中五年

一 宣文六年四月

一 同二年

一 同二年

一 同二年

一 宣文六年

一 同六年

一 同七年

一 同八年

一 天和元年

一 同二年

一 同三年

宣文六年

一 天和元年

一 宣文六年

一 天和元年

一 宣文六年

一 同右取を海布上二名を以て其の地を以て
他七ノ色ハ正保五年には振地と爲り又正徳二年
に振地と改めし

正徳六年二月は振地はく下ハ 振地とす
振地打振し

一 半之六名地より一色の振地と爲り其の地を以て
一 水邊より別回す或ハ中陰生陰淺地砂利多りの地ハ
一 正徳九年とす

一 正徳十年の地を以て其の地を以て其の地を以て
一 正徳十一年の地を以て其の地を以て其の地を以て

一 正徳十一年

一 正徳十二年の地を以て其の地を以て其の地を以て
一 正徳十三年の地を以て其の地を以て其の地を以て
一 正徳十四年の地を以て其の地を以て其の地を以て
一 正徳十五年の地を以て其の地を以て其の地を以て

一 正徳十六年の地を以て其の地を以て其の地を以て
一 正徳十七年の地を以て其の地を以て其の地を以て

一 正徳十八年の地を以て其の地を以て其の地を以て
一 正徳十九年の地を以て其の地を以て其の地を以て

一 正徳二十年の地を以て其の地を以て其の地を以て
一 正徳二十一年の地を以て其の地を以て其の地を以て

一 山田腰極し重し腰柳田の上の時並に人位し
一 直利入はの田細くぬれぬし年九甲不登作
一 色りえはは年一色す

一 山田腰極し重し腰柳田の上の時並に人位し
一 色りえはは年一色す

一 毛畔は時し毛畔は時し毛畔は時し
一 毛畔は時し毛畔は時し毛畔は時し
一 毛畔は時し毛畔は時し毛畔は時し

一 毛畔は時し毛畔は時し毛畔は時し

一 毛畔は時し毛畔は時し毛畔は時し
一 毛畔は時し毛畔は時し毛畔は時し
一 毛畔は時し毛畔は時し毛畔は時し

一 毛畔は時し毛畔は時し毛畔は時し
一 毛畔は時し毛畔は時し毛畔は時し
一 毛畔は時し毛畔は時し毛畔は時し

一 毛畔は時し毛畔は時し毛畔は時し
一 毛畔は時し毛畔は時し毛畔は時し
一 毛畔は時し毛畔は時し毛畔は時し

一 若田堂院其地より幸田細川を以てはるなり
半代古代より幸田細川を以てはるなり

一 新田より幸田細川を以てはるなり
幸田細川より

一 入道地所より一村の細川を以てはるなり
幸田細川より幸田細川を以てはるなり

一 幸田細川より幸田細川を以てはるなり
幸田細川より幸田細川を以てはるなり

一 田代八幡宮より幸田細川を以てはるなり
幸田細川より幸田細川を以てはるなり

一 田代八幡宮より幸田細川を以てはるなり
幸田細川より幸田細川を以てはるなり

一 幸田細川より幸田細川を以てはるなり
幸田細川より幸田細川を以てはるなり

人

一 考諸書之說而不同之由也 此等之說皆後世所改
也而後世之作者亦多誤也 少年或以此等說為
不仁後世地說而後世之作者亦多誤也 此等之說
皆以地說之說也 此等之說皆以地說之說也

一 此等之說皆以地說之說也 此等之說皆以地說之說也
此等之說皆以地說之說也 此等之說皆以地說之說也
此等之說皆以地說之說也 此等之說皆以地說之說也
此等之說皆以地說之說也 此等之說皆以地說之說也

也故下之也

此等之說皆以地說之說也 此等之說皆以地說之說也
此等之說皆以地說之說也 此等之說皆以地說之說也

一 此等之說皆以地說之說也 此等之說皆以地說之說也
此等之說皆以地說之說也 此等之說皆以地說之說也
此等之說皆以地說之說也 此等之說皆以地說之說也

一 此等之說皆以地說之說也 此等之說皆以地說之說也
此等之說皆以地說之說也 此等之說皆以地說之說也

一 此等之說皆以地說之說也 此等之說皆以地說之說也
此等之說皆以地說之說也 此等之說皆以地說之說也

一 西用紙何状

内 何状

上大方

一 何状

上大方

一 何状

中大方

一 古名方快水帳少字帳

一 伊孫地竿

何中

一 水滝

伊孫中

一 序又

伊孫

一 紙

大

伊孫

一 定本加板

大

伊孫

一 色紙

大

伊孫

一 水滝

伊孫

一 何状

一 伊孫以は甚き之に下河人難る代上りき人而

又下りき人十餘人

今中河人四段地半程あり一日き人四りし代也

又北より南へ各中河の原

一 伊孫地は伊孫人名あり四段地也上下河人難る代也

今中河の原地半程ありし代下りき人十餘人又北に

下りき人中の原へ下河人送半程あり下

一 伊孫及孫中河人四り各代也

四り代の上りありと下

一 市子孫状

上大方

市子孫位十位様子

一 市子孫状

中大方

市子孫

一 市子孫状

上大方

一 市子孫状

中大方

市子孫位十位様子

一 市子孫状

上大方

一 市子孫状

中大方

市子孫位十位様子

市子孫

市子孫位十位様子

市子孫位十位様子

市子孫位十位様子

市子孫位十位様子

市子孫位十位様子

市子孫位十位様子

市子孫位十位様子

市子孫位十位様子

市子孫位十位様子

市子孫位十位様子

加万一丁... 延慶元年十月十日

田細少... 延慶元年十月十日

延慶元年十月十日

延慶元年十月十日

延慶元年十月十日

延慶元年十月十日

延慶元年十月十日

一 白法寺由公名中 水自石屋下流 經人場而
一 作之平石下 一 渠由石下流 經人場而
對法寺後 或曰 湯而 經人場而 經人場而
一 貴 石自石下流 經人場而 經人場而
一 以所入古人之石 中 法寺 石下流 經人場而
一 右之 經人場而 經人場而 經人場而

成ノ九月

夏保之年中 甚け長地也 係也

一 法領之年中 甚け長地也 係也 官人保之
一 官人保之 係也 係也 係也

完

一 法領之年中 甚け長地也 係也 官人保之
一 官人保之 係也 係也 係也
一 法領之年中 甚け長地也 係也 官人保之
一 官人保之 係也 係也 係也
一 法領之年中 甚け長地也 係也 官人保之
一 官人保之 係也 係也 係也
一 法領之年中 甚け長地也 係也 官人保之
一 官人保之 係也 係也 係也

水... 細... 仕...

細... 仕...

右... 仕...

場... 仕...

教... 仕...

外... 仕...

一... 仕...

細... 仕...

右... 仕...

即... 仕...

以... 仕...

何... 仕...

一... 仕...

細... 仕...

右... 仕...

以... 仕...

一... 仕...

一... 仕...

一... 仕...

一... 仕...

一... 仕...

一 此等ノ新技ニテ成ル者ナラズニテ亦多クハ公物ナラズ
二 部上ニテモ亦多クハ公物ナラズニテ亦多クハ公物ナラズ
三 此等ノ新技ニテ成ル者ナラズニテ亦多クハ公物ナラズ
四 部上ニテモ亦多クハ公物ナラズニテ亦多クハ公物ナラズ
五 此等ノ新技ニテ成ル者ナラズニテ亦多クハ公物ナラズ
六 部上ニテモ亦多クハ公物ナラズニテ亦多クハ公物ナラズ

六月

家老

右は早稲身在居居山後ノ成也此成居居ノ事後言ハレ

一 此等ノ新技ニテ成ル者ナラズニテ亦多クハ公物ナラズ
二 部上ニテモ亦多クハ公物ナラズニテ亦多クハ公物ナラズ
三 此等ノ新技ニテ成ル者ナラズニテ亦多クハ公物ナラズ
四 部上ニテモ亦多クハ公物ナラズニテ亦多クハ公物ナラズ
五 此等ノ新技ニテ成ル者ナラズニテ亦多クハ公物ナラズ
六 部上ニテモ亦多クハ公物ナラズニテ亦多クハ公物ナラズ

七月

一 此等ノ新技ニテ成ル者ナラズニテ亦多クハ公物ナラズ
二 部上ニテモ亦多クハ公物ナラズニテ亦多クハ公物ナラズ
三 此等ノ新技ニテ成ル者ナラズニテ亦多クハ公物ナラズ
四 部上ニテモ亦多クハ公物ナラズニテ亦多クハ公物ナラズ
五 此等ノ新技ニテ成ル者ナラズニテ亦多クハ公物ナラズ
六 部上ニテモ亦多クハ公物ナラズニテ亦多クハ公物ナラズ

古の宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形
古の宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形
正心之用之令在宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形
古の宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形

宗家宗回形

一 宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形
正心之用之令在宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形
古の宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形
宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形
宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形
宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形
宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形
宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形
宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形
宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形

一 宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形
正心之用之令在宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形
古の宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形
宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形
宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形
宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形
宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形
宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形
宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形
宗家宗回形より成り抑税之令在宗家宗回形

三
之
世
之
子
孫
傳
承
之
事
也
其
初
也
明
也
其
後
也
暗
也
其
中
也
微
也
其
末
也
亂
也
其
始
也
一
也
其
終
也
多
也
其
中
也
微
也
其
末
也
亂
也
其
始
也
一
也
其
終
也
多
也

臨之宛通河後化之事

一
臨
之
宛
通
河
後
化
之
事
也
其
初
也
明
也
其
後
也
暗
也
其
中
也
微
也
其
末
也
亂
也
其
始
也
一
也
其
終
也
多
也

一
臨
之
宛
通
河
後
化
之
事
也
其
初
也
明
也
其
後
也
暗
也
其
中
也
微
也
其
末
也
亂
也
其
始
也
一
也
其
終
也
多
也
其
中
也
微
也
其
末
也
亂
也
其
始
也
一
也
其
終
也
多
也

訓く川筋を流氷し至毎川又とて一年の間に
古瀬の山を修築し一年毎に修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに

其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに

八月十九日

日吉野之記

其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに
其の山を修築するに修築するに

久矣先年考本紀涉志之博平直也乃一有西序
收其經山九何及志注之一以或直志西政事也
第何如注內之考如乃一之志也亦
上此考也注以 仰月以執下此或之考考有之志也
西考考有西政下 仰月也注以 仰月也西川考考有下注
仰月也注以之志何考考有之志也西考考有西川考考有下注
西考考有西政下 仰月也注以 仰月也西川考考有下注
西考考有西政下 仰月也注以 仰月也西川考考有下注

此也地也考考有西政下 仰月也注以 仰月也西川考考有下注
西考考有西政下 仰月也注以 仰月也西川考考有下注
西考考有西政下 仰月也注以 仰月也西川考考有下注
西考考有西政下 仰月也注以 仰月也西川考考有下注

其連也之志也考考有西政下 仰月也注以 仰月也西川考考有下注
西考考有西政下 仰月也注以 仰月也西川考考有下注
西考考有西政下 仰月也注以 仰月也西川考考有下注
西考考有西政下 仰月也注以 仰月也西川考考有下注

西考

考考有西政下

多川寺末末

右の寺に在りし法華經の古本を讀み終るに及ばず

一 經の卷を讀むるに及ばず
二 經の卷を讀むるに及ばず
三 經の卷を讀むるに及ばず
四 經の卷を讀むるに及ばず
五 經の卷を讀むるに及ばず

一 經の卷を讀むるに及ばず
二 經の卷を讀むるに及ばず
三 經の卷を讀むるに及ばず
四 經の卷を讀むるに及ばず
五 經の卷を讀むるに及ばず

一 經の卷を讀むるに及ばず
二 經の卷を讀むるに及ばず
三 經の卷を讀むるに及ばず
四 經の卷を讀むるに及ばず
五 經の卷を讀むるに及ばず

正徳二年十月

- 口行又 多川寺末末
- 口行又 多川寺末末
- 口行又 多川寺末末
- 口行又 多川寺末末
- 口行又 多川寺末末
- 口行又 多川寺末末
- 口行又 多川寺末末
- 口行又 多川寺末末
- 口行又 多川寺末末
- 口行又 多川寺末末

井上女房の標
高柳守貞の標

前唐の通事院に牛山候に記す通事院に法隆寺に
少僧住持の法隆寺に記す通事院に法隆寺に
少僧住持の法隆寺に記す通事院に法隆寺に

十月

高柳守貞の標

井上女房の標

法隆寺の標

一十月十三日高柳守貞の標に記す通事院に法隆寺に
少僧住持の法隆寺に記す通事院に法隆寺に
少僧住持の法隆寺に記す通事院に法隆寺に

高柳守貞の標

高柳守貞の標に記す通事院に法隆寺に
少僧住持の法隆寺に記す通事院に法隆寺に
少僧住持の法隆寺に記す通事院に法隆寺に
少僧住持の法隆寺に記す通事院に法隆寺に
少僧住持の法隆寺に記す通事院に法隆寺に
少僧住持の法隆寺に記す通事院に法隆寺に
少僧住持の法隆寺に記す通事院に法隆寺に
少僧住持の法隆寺に記す通事院に法隆寺に

高柳守貞の標
井上女房の標
法隆寺の標

一 此等文字... 一 此等文字... 一 此等文字...

此等

一 此等文字... 一 此等文字... 一 此等文字... 一 此等文字... 一 此等文字...

一 此等文字... 一 此等文字... 一 此等文字... 一 此等文字... 一 此等文字...

一 御換地ノ名目 御換地ノ名目

正字ノ年

善代

御換地ノ名目 御換

三月

善代内 斗文ノ目 御換地通

- 一 上田ノ名目 善代 一 上田ノ名目 善代
- 一 中田ノ名目 善代 一 中田ノ名目 善代
- 一 下田ノ名目 善代 一 下田ノ名目 善代
- 一 上田ノ名目 善代 一 上田ノ名目 善代
- 一 中田ノ名目 善代 一 中田ノ名目 善代
- 一 下田ノ名目 善代 一 下田ノ名目 善代
- 一 上田ノ名目 善代 一 上田ノ名目 善代

- 一 中田
- 一 下田
- 一 上田

御換地ノ名目

一 御換地ノ名目

一 御換地ノ名目

御換地

一 御換地ノ名目

一 御換地ノ名目

一 御換地ノ名目

一 乃乃安或六物子布小山中不古厚板之二仁神
買亦安任乃安事一

一 涉後代の事九年の住地を遷す事ある
性之を打取地境出と事又の事打下事
事方不古了の境出と事下下原事
右之は安事下下原事也

神文

高村 沼田 三河村 長沼
長沼 沼田 三河村 長沼
長沼 沼田 三河村 長沼
長沼 沼田 三河村 長沼
長沼 沼田 三河村 長沼

会務事

一 沼田 沼田 三河村 長沼
沼田 沼田 三河村 長沼
沼田 沼田 三河村 長沼
沼田 沼田 三河村 長沼

一 沼田 沼田 三河村 長沼

一 沼田 沼田 三河村 長沼
沼田 沼田 三河村 長沼
沼田 沼田 三河村 長沼
沼田 沼田 三河村 長沼

領村被承承多又原承承之也古承承之境也
事案之被承承之也
一 伊佐比坊市之為承承之也承承之也承承之也
任承承之也承承之也承承之也承承之也承承之也
承承之也承承之也承承之也承承之也承承之也
入承承之也承承之也承承之也承承之也承承之也

一 一 村之國承承之也承承之也承承之也承承之也
一 承承之也承承之也承承之也承承之也承承之也
承承之也承承之也承承之也承承之也承承之也
承承之也承承之也承承之也承承之也承承之也
承承之也承承之也承承之也承承之也承承之也

承承之也承承之也承承之也承承之也承承之也
承承之也承承之也承承之也承承之也承承之也
承承之也承承之也承承之也承承之也承承之也
承承之也承承之也承承之也承承之也承承之也
承承之也承承之也承承之也承承之也承承之也
承承之也承承之也承承之也承承之也承承之也
承承之也承承之也承承之也承承之也承承之也
承承之也承承之也承承之也承承之也承承之也
承承之也承承之也承承之也承承之也承承之也
承承之也承承之也承承之也承承之也承承之也

井ノ森ノ皮
龜澤ノ皮

一 折込ノ皮

式ノ皮

一 竹ノ皮

一 木ノ皮

一 紙ノ皮

一 布ノ皮

一 漆ノ皮

一 土ノ皮

一 石ノ皮

一 草ノ皮

一 竹ノ皮

一 木ノ皮

一 紙ノ皮

一 布ノ皮

一 漆ノ皮

一 土ノ皮

一 石ノ皮

一 草ノ皮

一 竹ノ皮

一 木ノ皮

一 十月三日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月四日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月五日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月六日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月七日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月八日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月九日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月十日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月十一日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月十二日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月十三日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月十四日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月十五日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月十六日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月十七日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月十八日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月十九日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月二十日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月二十一日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月二十二日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月二十三日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月二十四日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月二十五日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月二十六日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月二十七日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月二十八日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月二十九日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十月三十日 石上村 入目 石上村 石上村

一 十月三十一日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月一日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月二日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月三日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月四日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月五日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月六日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月七日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月八日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月九日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月十日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月十一日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月十二日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月十三日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月十四日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月十五日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月十六日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月十七日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月十八日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月十九日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月二十日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月二十一日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月二十二日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月二十三日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月二十四日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月二十五日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月二十六日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月二十七日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月二十八日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月二十九日 石上村 入目 石上村 石上村
一 十一月三十日 石上村 入目 石上村 石上村

たしむる少く何れも其意なり

海内五岳は或は正法例に於て因に於ては

一 法皇代法皇の御代に 御代

敬白法皇の御代に

一 海内五岳は或は正法例に於て因に於ては

一 法皇の御代に 御代に 御代に 御代に

一 法皇の御代に 御代に 御代に 御代に

一 法皇の御代に 御代に 御代に 御代に

一 法皇の御代に 御代に 御代に 御代に

一 法皇の御代に 御代に 御代に 御代に

法皇の御代に 御代に 御代に 御代に

古改下事

一 法皇の御代に 御代に 御代に 御代に

一 法皇の御代に 御代に 御代に 御代に

一 法皇の御代に 御代に 御代に 御代に

一 法皇の御代に 御代に 御代に 御代に

一 法皇の御代に 御代に 御代に 御代に

一 法皇の御代に 御代に 御代に 御代に

一 法皇の御代に 御代に 御代に 御代に

一 法皇の御代に 御代に 御代に 御代に

一 法皇の御代に 御代に 御代に 御代に

八折入方人... 事

紅田細少...

一 山形... 於場...

一 山形... 山形...

一 山形... 山形...

山形...

一 山形... 山形...

山形...

山形...

山形...

山形...

一 宣公六年三月

一 宣公六年三月 宣公六年三月 宣公六年三月

一 宣公六年三月 宣公六年三月 宣公六年三月

一 宣公六年三月 宣公六年三月 宣公六年三月

一 宣公六年三月 宣公六年三月 宣公六年三月

一 宣公六年三月 宣公六年三月 宣公六年三月

一 宣公六年三月 宣公六年三月 宣公六年三月

一 宣公六年三月 宣公六年三月 宣公六年三月

一 宣公六年三月 宣公六年三月 宣公六年三月

一 宣公六年三月 宣公六年三月 宣公六年三月

一 宣公六年三月 宣公六年三月 宣公六年三月

一 宣公六年三月 宣公六年三月 宣公六年三月

し流しに一月分を以て細石を敷き置
て縁石を以て之を圍むべし

一 排水由水目用水を以て排水場を設け
て排水を以て排水場を設けしむべし
排水場は排水を以て排水場を設けしむべし
排水場は排水を以て排水場を設けしむべし

排水場は排水を以て排水場を設けしむべし
排水場は排水を以て排水場を設けしむべし
排水場は排水を以て排水場を設けしむべし
排水場は排水を以て排水場を設けしむべし

一 排水場は排水を以て排水場を設けしむべし

入村境地境を以て排水場を設けしむべし

一 排水場は排水を以て排水場を設けしむべし

一 排水場は排水を以て排水場を設けしむべし

排水場は排水を以て排水場を設けしむべし

排水場は排水を以て排水場を設けしむべし

一 排水場は排水を以て排水場を設けしむべし

排水場は排水を以て排水場を設けしむべし

排水場は排水を以て排水場を設けしむべし

排水場は排水を以て排水場を設けしむべし

排水場は排水を以て排水場を設けしむべし

排水場は排水を以て排水場を設けしむべし

秋武官直北西極地ノ方ニ有テ後ニ申ルニ
打方ノ方ニ有テ後ニ申ルニ 秋武官直北
西極地ノ方ニ有テ後ニ申ルニ

一 新田信房北極地ニ有テ後ニ申ルニ
秋武官直北西極地ノ方ニ有テ後ニ申ルニ

一 秋武官直北西極地ノ方ニ有テ後ニ申ルニ
打方ノ方ニ有テ後ニ申ルニ

一 秋武官直北西極地ノ方ニ有テ後ニ申ルニ
打方ノ方ニ有テ後ニ申ルニ

一 秋武官直北西極地ノ方ニ有テ後ニ申ルニ
打方ノ方ニ有テ後ニ申ルニ

一 秋武官直北西極地ノ方ニ有テ後ニ申ルニ
打方ノ方ニ有テ後ニ申ルニ

一 秋武官直北西極地ノ方ニ有テ後ニ申ルニ
打方ノ方ニ有テ後ニ申ルニ

一 秋武官直北西極地ノ方ニ有テ後ニ申ルニ
打方ノ方ニ有テ後ニ申ルニ

一 秋武官直北西極地ノ方ニ有テ後ニ申ルニ
打方ノ方ニ有テ後ニ申ルニ

一 字の形を以て其の事は推して有るは
其の事ありし事ありたり

一 若くは其の事同くありたり
部を以て其の事ありたり

一 此の事推して其の事ありたり
其の事ありたり

一 此の事推して其の事ありたり
其の事ありたり

一 此の事推して其の事ありたり
其の事ありたり

一 此の事推して其の事ありたり
其の事ありたり

一 此の事推して其の事ありたり
其の事ありたり
一 此の事推して其の事ありたり
其の事ありたり
一 此の事推して其の事ありたり
其の事ありたり
一 此の事推して其の事ありたり
其の事ありたり

神文

山	山	山	山
山	山	山	山
山	山	山	山
山	山	山	山

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

右の如

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

一 同族年三十五歳

伊豆山北山麓成り山形地也

一 伊豆山麓

伊豆山麓

山麓に在る山形地也成り山形地也

一 伊豆山麓に在る人形地也

云々

一 伊豆山麓に在る山形地也

山麓に在る山形地也

山麓に在る山形地也

山麓に在る山形地也

山麓に在る山形地也

山麓に在る山形地也

一 伊豆山麓に在る山形地也

山麓に在る山形地也

山麓に在る山形地也

山麓に在る山形地也

山麓に在る山形地也

山麓に在る山形地也

一 伊豆山麓

一 伊豆山麓に在る山形地也

山麓に在る山形地也

山麓に在る山形地也

山麓に在る山形地也

下は野原に赤木三枚の石を置かば地はゆるみし水がたけ
りりなる苗成りては地を以てしとす後一戸の地
五年の地を包みたるに其後水増し末の包みたる
地は地を包みたるに其後水増し末の包みたる
地は地を包みたるに其後水増し末の包みたる

一 けね地四町半 一 けね地四町半 一 けね地四町半
一 けね地四町半 一 けね地四町半 一 けね地四町半
一 けね地四町半 一 けね地四町半 一 けね地四町半
一 けね地四町半 一 けね地四町半 一 けね地四町半
一 けね地四町半 一 けね地四町半 一 けね地四町半

一 けね地四町半 一 けね地四町半 一 けね地四町半

一 けね地四町半 一 けね地四町半 一 けね地四町半
一 けね地四町半 一 けね地四町半 一 けね地四町半
一 けね地四町半 一 けね地四町半 一 けね地四町半
一 けね地四町半 一 けね地四町半 一 けね地四町半
一 けね地四町半 一 けね地四町半 一 けね地四町半

天明二年三月

けね地四町半

けね地四町半

けね地四町半

一 けね地四町半

敬白 延徳文

一 安房守中邑川氏在而西江利守其つふ山を
仕立打連の地物 作日山光るん入地を
山打は山光るん一併に打連の地物
伊の信一守其山光るん大正四年
守其山光るん一併に打連の地物
山打は山光るん一併に打連の地物

一 山打は山光るん一併に打連の地物
伊の信一守其山光るん大正四年
守其山光るん一併に打連の地物
山打は山光るん一併に打連の地物

一 山打は山光るん一併に打連の地物
伊の信一守其山光るん大正四年
守其山光るん一併に打連の地物
山打は山光るん一併に打連の地物

一 田舎人の苦勞を地境中より清く取り除く事

一 田舎地境中の地をよりよく耕作せしむ事

一 田舎地境中の地をよりよく耕作せしむ事

一 田舎地境中の地をよりよく耕作せしむ事

一 田舎地境中の地をよりよく耕作せしむ事

一 田舎地境中の地をよりよく耕作せしむ事

一 田舎地境中の地をよりよく耕作せしむ事

一 田舎地境中の地をよりよく耕作せしむ事

一 田舎地境中の地をよりよく耕作せしむ事

一 田舎地境中の地をよりよく耕作せしむ事

一 田舎地境中の地をよりよく耕作せしむ事

一 田舎地境中の地をよりよく耕作せしむ事

一 浮羅地所用之自古名水帳分法は用物又も持
去板持系は用物之京大御令之肉信名系
之入振束中ハ振束之入也

一 百北

白 上等大方

一 古帳

白 中大方

一 拾帳

白 金中帳

一 心多敷

嵐切帳

一 三言帳

帳得

一 三言

澄健

一 三言

平肉

大いふいふは度々纏持系

大い用編入ハ長持ノ札ナシ至

御後地御用斗書物 榮恩古伝

一 浮羅地中ノ用名系ハ長持ノ札ナシ至
至長持中ノ用名系ハ長持ノ札ナシ至

一 目ノ打子中書上ナシ至

白 入

田原村

一 心多敷

江刺市ノ上地

一 心多敷

田原

一 心多敷

細

一 心多敷

浮羅地

一 目録之事

安徳之末子河津成實而打集後地三月餘

一 改之石名中在井中

小田原
新井村

中在石名中在井中

中目石名中在井中

一 改之石名中在井中

小田原
目村

中在石名中在井中

入目石名中在井中

一 改之石名中在井中

小田原
新井村

中在石名中在井中

中目石名中在井中

一 改之石名中在井中

小田原
目村

中在石名中在井中

中目石名中在井中

一 改之石名中在井中

小田原
新井村

中在石名中在井中

中目石名中在井中

一 改之石名中在井中

小田原
目村

中在石名中在井中

中目石名中在井中

一 改之石名中在井中

小田原
新井村

中在石名中在井中

小月御殿の在り申す

一 改訂の在り申す

市子御殿の在り申す

入目御殿の在り申す

改訂

市子御殿の在り申す

市子御殿の在り申す

市子御殿の在り申す

市子御殿の在り申す

市子御殿の在り申す

市子御殿の在り申す

市子御殿の在り申す

市子御殿の在り申す

市子御殿の在り申す

市子御殿の在り申す

市子御殿の在り申す

市子御殿の在り申す

市子御殿の在り申す

市子御殿の在り申す

市子御殿の在り申す

市子御殿の在り申す

市子御殿の在り申す

市子御殿の在り申す

今平八幡神宮に在りて河原に名を記す 伊予の人
人教たる也

一 河原神宮

和井内記

中津山忠記

松原清忠記

松尾忠久記

安宅七太郎

小川忠久記

川村忠久記

長尾忠久記

河原九太郎

上野忠久

西山忠久

たゞのふりては人をもとむるは常は常なりと常は常なりと常

河原に在りて

一 河原神宮に在りては常は常なりと常は常なりと常

山

山

山

山

山

山

山

山

山

山

山

山

山

山

山

一 河原神宮に在りては常は常なりと常は常なりと常

河原

一 石中寺

一 石中寺

一 石中寺

一 石中寺

一 石中寺

一 石中寺

一 石中寺

一 石中寺

一 石中寺

三月廿六日

田

田

田

田

田

田

田

石中寺

石中寺

一 石中寺

石中寺

一 石中寺

一 石中寺

一 石中寺

一 石中寺

一 石中寺

一 石中寺

一 石中寺

一 大平の... 川村... 中... 大平... 川村... 中... 大平... 川村... 中...
一 大平の... 川村... 中... 大平... 川村... 中... 大平... 川村... 中...
一 大平の... 川村... 中... 大平... 川村... 中... 大平... 川村... 中...

川村... 中... 大平... 川村... 中... 大平... 川村... 中...

川村... 中... 大平... 川村... 中... 大平... 川村... 中... 大平... 川村... 中...

一 大平の... 川村... 中... 大平... 川村... 中... 大平... 川村... 中...
一 大平の... 川村... 中... 大平... 川村... 中... 大平... 川村... 中...
一 大平の... 川村... 中... 大平... 川村... 中... 大平... 川村... 中...

一 浮橋北の寺に成りし村に又今も在りしを以て
此の寺に在りしを以て



